

令和 7 年度
熱中症対策アドバイザー派遣事業
募集要項

令和 7 年 4 月

東京都環境局

<問い合わせ先>

東京都熱中症対策ガイドライン策定等補助事業運営事務局

Mail : heat_guideline@ml.metro.tokyo.jp

※ 平日 9 : 00 ~ 17 : 00 の時間以外にお問い合わせいただいた場合、返信に時間を要する場合があります。予めご了承ください。

1 事業概要

1. 1 目的

昨夏も全国の平均気温は平年より 1.76 度高く、1898 年の統計開始以来最高だった 2023 年と並び、1 位タイとなりました。東京の平均気温は平年より 2.1 度高く、救急搬送者数は昨年度よりも増加し、死亡者数も昨年度を上回りました。また、全国の職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数は、令和 6 年（2024 年）に 1,195 人となり、うち死亡者数は 30 人となっています（令和 7 年 1 月 7 日速報値）。

気候変動の影響を考慮すれば、特に、熱中症リスクが高い屋外労働者や高温環境下での作業従事者等のエッセンシャルワーカーの労働環境における対策が重要です。東京都（以下「都」という。）は 2050 東京戦略において「命を守る熱中症対策」を掲げ、エッセンシャルワーカー等の暑さ対策に取り組んでいます。

なお、令和 7 年 6 月には、労働安全衛生規則の一部が改正され、職場における熱中症対策が義務化されます。

本事業は、エッセンシャルワーカー等の熱中症リスクを軽減し、安全な労働環境を確保するため、専門家の派遣による実態調査及び助言を行うことを目的としています。

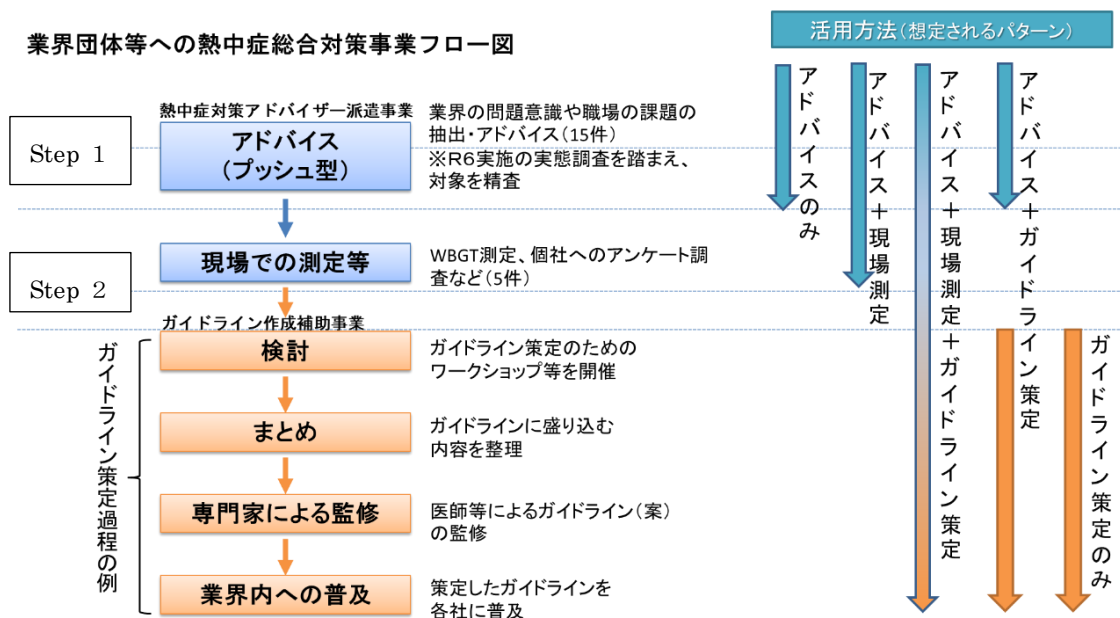
1. 2 事業の全体像

都は、エッセンシャルワーカー等の熱中症対策を推進するため、業界団体等への熱中症総合対策事業を実施します。

本事業におけるエッセンシャルワーカーとは、熱中症リスクが特に高い屋外労働者や高温環境下での作業従事者等で、かつ熱中症警戒情報等の発表時においても業務休止や作業時間の変更が極めて困難な業務に従事する、公共性を有する労働を担う人等を指します。

令和7年度は、各業界団体に訪問等を行い、熱中症対策に関する取組状況等を踏まえ、現場での対策やガイドライン作成等に関する具体的な助言を実施する熱中症対策アドバイザー派遣事業（以下「アドバイザー派遣事業」という。下図のStep 1）とともに、エッセンシャルワーカー等の熱中症リスクを軽減し、安全な労働環境を確保するためのガイドライン策定を支援する東京都熱中症対策ガイドライン策定等補助事業（以下「ガイドライン策定等補助事業」という。下図のStep 2）を実施します。

本要項では、Step 1について、公募と選定の手順等を示します。



<ポイント>

- Step 1アドバイザー派遣は1団体当たり最大3回まで活用可能です。
- Step 1とStep 2を別々に申請することも可能です。

1. 3 事業活用の主な流れについて

熱中症対策アドバイザー派遣事業と東京都熱中症対策ガイドライン策定等補助事業の主な流れを以下に示します。

なお、Step 1、Step 2のみを実施することも可能です。

(1) Step 1：熱中症対策アドバイザー派遣の実施

○ヒアリング、現場での測定調査から対策メニューの助言まで（1団体につき3回まで）

まず、実態のヒアリングを行ったうえで、現場でのWBGT測定調査をはじめとした調査、対策メニューの助言まで熱中症対策に知見を持つ専門家を含めた体制を構築し、業種ごとの実態に即した熱中症対策への認識を共有しながら、総合的な対策メニューに関する助言を行います。

技術的な知見を持つ専門家は、東京都と連携協定を締結している一般社団法人環境情報科学センター（CEIS）から派遣されます。

(2) Step 2：東京都熱中症対策ガイドライン策定等補助事業

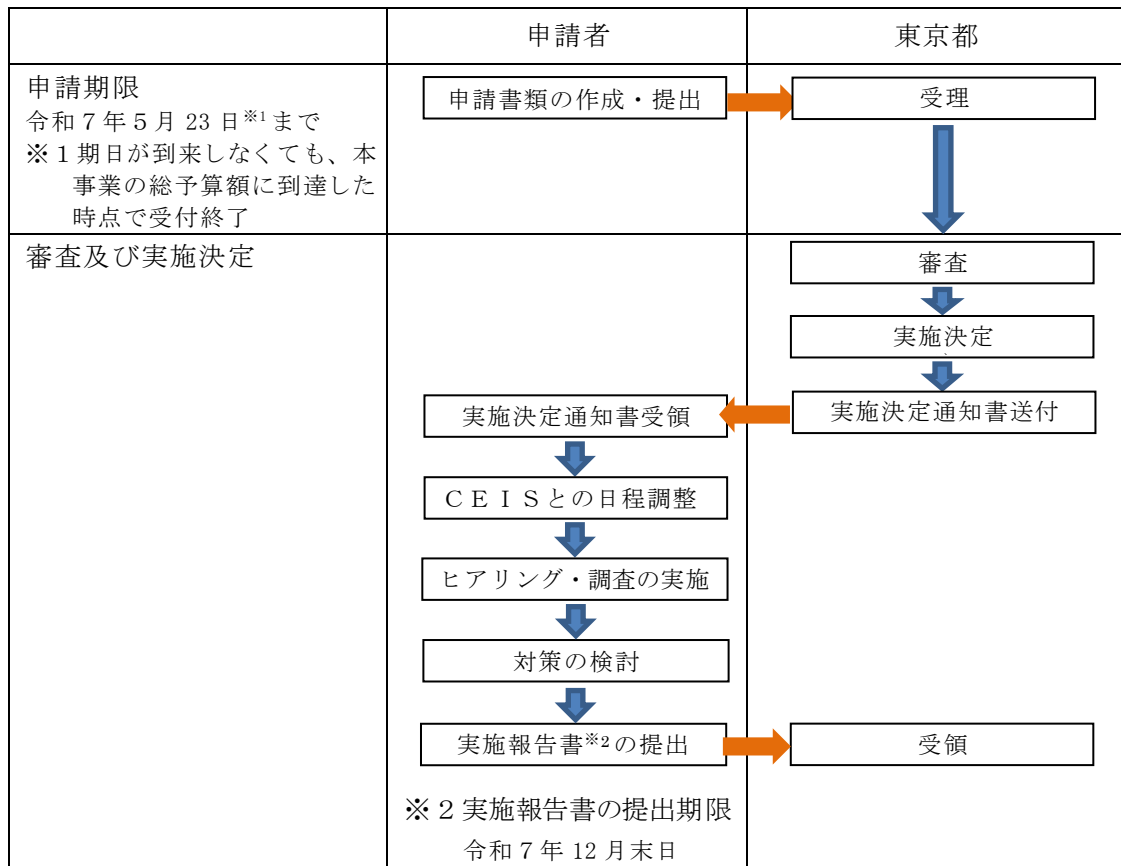
○職場における熱中症対策の義務化を考慮したガイドラインの策定

熱中症対策のガイドラインの策定、改定、普及等を図る業界団体又は事業者（業界団体を通じてガイドラインの普及を図る場合に限り。）に、ガイドライン策定に係る費用を助成します。

その際、Step 1において把握した現場実態や計測データに基づく、総合的な対策メニューの中から、各業種に最適な熱中症対策の検討等を行います。その結果、各業種の実態に合わせたガイドラインを新規に策定又は既に有するガイドラインの見直しを行うことで、職場における熱中症対策を強化することができます。

また、同ガイドラインを業界内に普及することで、熱中症対策の浸透に繋がります。

1. 4 申請手続の流れ



2 実施内容

熱中症リスクが特に高い屋外労働者や高温環境下での作業従事者等で、かつ熱中症警戒情報等の発表時においても業務休止や作業時間の変更が極めて困難な業務に従事する、公共性を有するエッセンシャルワーカーの方たちの熱中症対策に取り組む業界団体等を支援するため、熱中症対策に詳しいアドバイザーの派遣を行います。

2. 1 熱中症対策アドバイザー派遣事業

1 熱中症対策アドバイザー派遣事業

(1) 目的

エッセンシャルワーカー等の熱中症対策を推進するため、業界団体等に専門家を派遣し、熱中症対策に関する助言を実施

(2) 対象

次のいずれかの条件を満たす者が対象となり、一から三の順に優先して申込みを受け付けます。

- 一 エッセンシャルワーカーの業界団体
- 二 その他の熱中症リスクが高い業界の業界団体
- 三 熱中症リスクが高い業界の事業者

ただし、次に掲げるものを除いたものとします。

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- エ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- オ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(3) 実施内容（3回実施する場合の標準的な手順として想定しているものを示しています）

ア ヒアリング調査による状況把握（1回目）

- 各業界団体や事業者の現場を訪問し、熱中症対策の現状や課題をヒアリングします。

- ・ 作業環境や従業員の健康状態についての情報を収集します。

イ 暑熱環境の測定とアンケートによる実態調査（2回目）

- ・ 希望する団体や事業者の現場での暑さ指数（WBGT）の測定を実施し、作業環境の温度・湿度を把握します。
- ・ 必要に応じて作業の種類や時間、現在実施している熱中症対策、課題、熱中症発生状況や対応などについて、従業員へのアンケート調査等を実施します。
- ・ これらにより現場の実態を把握し、効果的な熱中症対策を提案するための基礎情報を収集した結果を基に、熱中症リスクの評価を行います。

ウ 専門家による助言（3回目）

- ・ ヒアリングや調査結果を基に、現場の状況に応じた作業環境の改善、従業員の教育、緊急時の対応方法など、包括的な対策を助言します。
- ・ 労働安全衛生規則改正への対応方法についても助言します。

2 申込方法

（1）申込期間 令和7年5月1日（木曜日）から令和7年5月23日（金曜日）まで

（2）申込方法

以下のメールアドレスに申請書と添付書類を送信してください。

メールアドレス：heat_guideline@ml.metro.tokyo.jp

<募集要綱・申請書等>

東京都熱中症対策ポータル <https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/> をご覧ください。

（3）お問い合わせ先

東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課

メール heat_guideline@ml.metro.tokyo.jp

※原則として、メールでお問い合わせください。

（4）留意事項

申込期限が到来しなくても、事業者1（2）の優先順位に関わらず、本事業の総予算額に到達した時点で受付を終了します。

3 選考結果通知

申込締切後、選考結果をメールで通知します。

4 選考後のスケジュール（想定）

（1）ヒアリング調査による状況把握（1回目） 5～6月

（2）暑熱環境の測定とアンケートによる実態調査（2回目） 7月

（3）専門家による助言（3回目） 7～8月

(4) その他

自主的なガイドライン策定を希望する業界団体に対しては、ガイドライン策定補助事業をご紹介します。

5 事業実施に際しての留意事項

(1) 位置付け

本事業は、選定団体に対する補助金や交付金の類ではなく、都における普及啓発事業の一環として行うものであり、都が経費の負担等を通して、熱中症対策の取組を共に作り上げ、その成果を発信すること等により、貴団体構成企業及び他団体への展開による熱中症対策の推進を目指すものです。本公募は、この考え方に賛同・理解・協力いただける事業者を募集するものです。

(2) 事務局等との打合せ等と選定団体による協力

本事業の実施にあたり、事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の求め又は選定団体からの要請に応じ、打合せや助言、専門家による事業内容等の改善指導等を行います。また、先進事例の形成や情報発信等のために、選定団体に対して、ヒアリングや、本事業に関連する取組の現地調査、取材、シンポジウム等への参加の御協力をお願いすることがあります。

(3) 申請事項・法令の遵守等

選定団体において、申請した事項が行われない若しくは守られない場合、又は申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、アドバイザー派遣事業が中止されることがあります。

また、本事業は、各種関係法令を遵守して実施いただくほか、科学的根拠が必ずしも明らかではない場合でも、熱中症対策の観点から、一般論として配慮すべき事項については、厳格な対応を求める場合がありますので、ご留意ください。

(4) 成果物等の公表

成果物とその帰属事業成果は、東京都熱中症対策ポータルサイト等に掲載いたします。選定団体においては、請負契約により実施していただく本事業の納入成果物として、本事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案された本事業の内容に応じ、協議の上決定します。

提出された本事業実施報告書をもとに、事務局が作成する報告書を含めた納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に都に帰属します。

なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど著作権者に権利が帰属するものについては、都に権利を移転する必要はありません。

(5) 事業終了後の協力

選定した事業については、事業終了後も、環境局又は本事業事務局から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどをお願いすることがあります。

2. 2 提出書類一覧表

1 熱中症対策アドバイザー派遣事業申請時の提出書類

	必要書類	備考
1	熱中症対策アドバイザー派遣事業応募申請書	メールでお申し込みください。
2	応募団体の定款又は規約等	

2 熱中症対策アドバイザー派遣事業完了時の提出書類

実施報告書 期限：令和7年12月末日

編集履歴

令和7年4月 制定

【問い合わせ先】

東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課

メール heat_guideline@ml.metro.tokyo.jp

※原則として、メールでお問い合わせください。

URL <https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/>